

出題趣旨・採点基準（行政法） 配点50点

ストーカー行為等の規制等に関する法律5条1項に規定する禁止命令等は、これに違反した者を処罰することとされている（同法19条1項）ため、抗告訴訟の対象となることは明らかである。これに対し、同法4条1項に規定する警告が抗告訴訟の対象となるかどうかは、必ずしも明らかでない。

問1は、禁止命令等と対比して、もし警告が抗告訴訟の対象となるとすれば、どのような理由が考えられるかを問うものである

問2は、禁止命令等と対比して、もし警告が抗告訴訟の対象とならないとすれば、どのような理由が考えられるか、また、行政事件訴訟法4条に規定する公法上の法律関係に関する確認の訴えを提起することができるかを問うものである。

一般に、抗告訴訟の対象となるかどうかの判断は、原告に固有の事情には左右されないのに対し、公法上の法律関係に関する確認の訴えの利益があるかどうかの判断は、当該事情に左右される。問1及び問2に的確に解答するためには、問題文及び参照条文から、Xに固有の事情に係る部分とそれ以外の部分を切り分けることが必要となる。

問1及び問2によって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかどうかを判定した。